

環境配慮行動計画  
= 事業者編 =

函 館 市



近年の環境問題は、公害問題や廃棄物問題のみならず、日常生活や事業活動による環境への負荷が大きな要因となって、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模での空間的広がり、将来の世代にもわたるといった時間的広がりを持つ深刻な問題となっています。

このため本市でも、環境を総合的・広域的な視野で捉え、良好な環境を維持し、将来へ引き継いでいくための基本理念や市民・事業者・市の責務、施策の基本方針を定めた「函館市環境基本条例」を平成11年9月に制定いたしました。

さらに平成12年3月には「函館市環境基本計画」を策定し、基本条例で示した基本理念の実現に向け、環境に関する施策の目標や具体的な施策の方向性を明らかにし、計画に基づく各種施策を推進しております。

環境への負荷の少ない社会の実現に向けては、市民一人ひとりの日常生活での自発的な環境配慮行動はもとより、事業活動における環境への配慮がとて重要になっています。

環境配慮行動計画＝事業者編＝は、環境基本計画で示した事業者の役割について、環境配慮のための具体的な行動をとりまとめたものです。

事業者の皆さんがこれからの事業活動における環境配慮への取り組みを進めるために本書をご活用いただければ幸いです。

平成13年3月

函館市長 井上博司

## 目次

---

1 . 環境配慮行動計画 = 事業者編 = とは .....	P 1
2 . 事業者の役割 .....	P 1
3 . 環境配慮行動 .....	P 2
1 大気への負荷を減らしましょう .....	P 3
2 悪臭の発生を抑制しましょう .....	P 7
3 水への負荷を減らしましょう .....	P 8
4 音環境の保全に努めましょう .....	P 1 0
5 化学物質などの適正管理を行いましょう .....	P 1 3
6 自然環境に配慮しましょう .....	P 1 6
7 うるおいと安らぎあるまちづくりに協力しましょう .....	P 1 8
8 地域特性に配慮した町並みづくりに協力しましょう .....	P 1 9
9 廃棄物を分別し適正処理しましょう .....	P 2 0
1 0 廃棄物の減量化を進めましょう .....	P 2 1
1 1 資源循環システムの構築に協力しましょう .....	P 2 6
1 2 エネルギー効率のよい事業活動を心がけましょう .....	P 2 8
1 3 フロンの回収 , 処理を進めましょう .....	P 3 3
1 4 環境管理に取り組みましょう .....	P 3 4
1 5 環境に関する調査や保全活動へ参加・協力しましょう .....	P 4 1
<b>資料編</b> .....	P 4 2
1 環境配慮行動チェックシート .....	P 4 4
2 関係条例 .....	P 4 5
1 函館市環境基本条例 .....	P 4 5
2 函館市公害防止条例 .....	P 4 6
3 函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例 .....	P 4 9
4 函館市ごみの散乱防止に関する条例 .....	P 5 1
5 函館市空き地の雑草等の除去に関する条例 .....	P 5 1
6 函館市都市景観条例 .....	P 5 2
7 函館市下水道条例 .....	P 5 4

## 1. 環境配慮行動計画 = 事業者編 = とは

函館市環境基本計画では、函館市の良好な環境を将来に引き継ぎ、環境への負荷の少ない社会を構築するための目指すべき環境像を『みんなで築く"水と緑とひかりのまち"はこだて』と定め、この実現に向けて、5つの基本目標と12の施策方針を設定しています。

事業活動における規制の遵守は基本となる事項ですが、この環境配慮行動計画は、基本計画で示した目指すべき環境像の実現に向けて、事業者としてのさらなる環境配慮事項を行動メニューとしてまとめたものです。

## 2. 事業者の役割

今日の環境問題は、特定の原因者による産業公害はなくなりつつあるものの、都市・生活型公害や地球温暖化問題に見られるように、通常の事業活動や日常生活一般による環境への負荷の増大が原因となっています。

この問題の解決に向けては、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを見直し、持続的な発展が可能な社会を構築するための生産や消費のあり方が求められています。

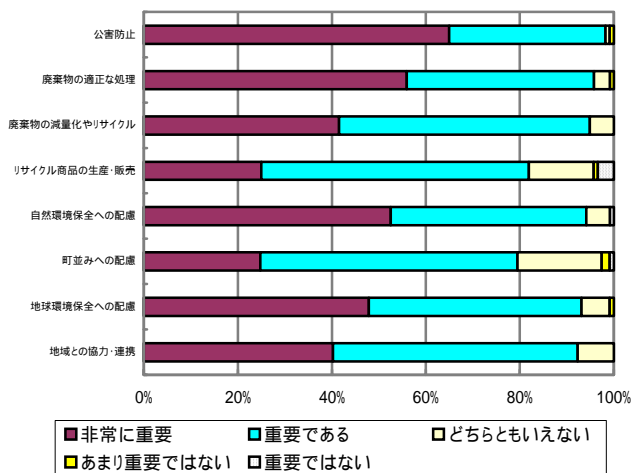
近年、消費者は、グリーン購入\*などに代表されるように、環境への負荷の少ない製品やサービスを選ぶ消費行動に変わりつつあります。

事業者もまた、これらの消費者行動の変化に伴う製品への環境配慮が求められています。さらには、事業者自らが積極的に製造、流通、販売そして廃棄などのあらゆる過程で環境に配慮することにより循環型社会の構築が一層促進されるものと期待されます。

平成11年9月に市内200余りの事業所を対象に実施した「環境保全に関する事業所アンケート調査」の結果では、環境の保全および創造において事業者が果たす役割は非常に大きなものとして認識されています。

また、函館市環境基本条例においても、環境の保全および創造に関する事業者の役割は大きいものとしてその責務を明らかにしています。

環境の保全および創造における事業者の役割



資料：環境保全に関する事業所アンケート調査結果

函館市環境基本条例 事業者の責務

- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる廃棄物等の適正な処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全および創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

### \* 解説

【グリーン購入】企業などのグリーン購入とは、環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を優先的に購入することです。詳しくは25ページ、35ページをご覧ください。

### 3. 環境配慮行動

#### 《環境配慮行動体系図》



「函館市環境基本条例」「函館市環境基本計画（概要版）」は函館市ホームページでご覧いただけます。

また、本市の環境の状況などについてもホームページに掲載しています。

函館市ホームページ <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp>